

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 11 章 キャッシュ・フロー計算書の作成

11-2-1 キャッシュの増減表の作成 (承前)

図表 11-3 キャッシュ・フロー計算書を作成するための精算表 (再掲)

	期首	期末	キャッシュの増減		修正記入	残高
	貸借対照表	貸借対照表	キャッシュ減	キャッシュ増		
貸借対照表						
現金預金	4,000	4,400	400			
投資有価証券	1,500	1,800	300			
医薬未収金	5,200	5,800	600			
医薬品	600	700	100			
前払利息	250	400	150			
有形固定資産	3,500	4,100	600	50		
貸倒引当金	-50	-100				
合計	15,000	17,100				
貸付金	3,500	4,000		500		
短期借入金	4,000	4,200		200		
長期借入金	1,500	1,800		300		
純資産	6,000	7,100		1,100		
合計	15,000	17,100	2,150	2,150		
キャッシュ・フロー計算書						
I 業務活動			キャッシュ減	キャッシュ増		キャッシュ・フロー計算書
税引前当期利益						
減価償却費						
貸倒引当金増加額						
有形固定資産売却損						
支払利息						
投資有価証券評価損						
医薬債権の増加額						
たな卸資産の増加額						
仕入債務の増加額						
利息の支払額						
II 投資活動						
有価証券取得による支出						
有形固定資産の取得による支出						
有形固定資産の売却による収入						
III 財務活動						
短期借入金による収入						
短期借入金の返済による支出						
長期借入金による収入						
長期借入金の返済による支出						
IV 現金及び現金同等物増加額						
V 現金及び現金同等物期首残高						
VI 現金及び現金同等物期末残高						

この精算表は、上段が期首と期末の貸借対照表を比較したものであり、下段がキャッシュ・フロー計算書という構造になっている。そして、修正仕訳の列でキャッシュの増減をキャッシュ・フロー計算書に振り替えることによって、最終的に右下の部分にキャッシュ・フロー計算書が完成する構造となっている。なお、この表におけるキャッシュ・フロー計算書の各項目は、キャッシュの増減関係の設例で必要な項目のみを記載している。実務では貸借対照表の勘定の数もさらに多くなり、キャッシュ・フロー計算書の各項目の数も多くなることに注意したい。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

居宅介護支援に係る 特定事業所集中減算の適正な適用

介護保険の要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の公正・中立を担保するための【特定事業所集中減算】について、不適切に集中度を低く計算して、減算を免れている事業所があるとして、厚生労働省が事務連絡「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」を示しました。

介護保険制度においては、ケアマネジャー（居宅介護支援）が利用者・利用者家族の状況やニーズ、地域の介護資源、医療専門職等の助言などを総合的に勘案してケアプランを立てます。このケアプランに何らかの偏った判断が加えられれば、公正性、中立性が揺らいでしまいます。それが、特定の介護サービス事業所への利益誘導等によるものであることなどは言語道断です。

◇今回の事務連絡の内容（抜粋）

第三 居宅介護支援費に関する事項

13 特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護(以下「訪問介護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

- 1 居宅介護支援における特定事業所集中減算の適否の確認について
- 2 判定期間の割合の算出方法に関する居宅介護支援事業所への周知について
- 3 一覧表の市区町村への提供時期について